

名取市カーネーションを活用した
シティプロモーションイベント開催業務委託
プロポーザル実施要領

令和7年6月

名取市企画部などりの魅力創生課

【目次】

1. 業務の概要	3
1.1 業務名.....	3
1.2 目的.....	3
1.3 業務内容.....	3
1.4 委託期間.....	3
1.5 提案上限額.....	3
2. プロポーザルに関する事項	3
2.1 参加資格.....	3
2.2 スケジュール（予定）.....	4
2.3 質疑および回答.....	5
2.4 参加申込書の提出.....	5
2.5 企画提案書などの提出.....	6
2.6 見積書の作成.....	7
2.7 優先交渉権者などの選定方法.....	7
2.8 契約.....	9
2.9 プロポーザル参加に際しての留意事項.....	9

1. 業務の概要

1.1 業務名

名取市カーネーションを活用したシティプロモーションイベント開催業務委託

1.2 目的

東北一の生産量を誇る名取市の「カーネーション」を活用したシティプロモーションイベントを開催することで、本市への愛着醸成と関係人口・交流人口の拡大を図るもの。

1.3 業務内容

【別紙】「名取市カーネーションを活用したシティプロモーションイベント開催業務委託仕様書」（以下「仕様書」）のとおり。

1.4 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

※イベント開催時期は令和8年1月17日～1月18日の両日又は1日のいずれかで実施することとし、場所は、イオンモール名取けやきコート。

1.5 提案上限額

令和7年度 1,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）

注意1 この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の上限額を示すものであることに留意すること。

注意2 イオンモール名取けやきコートの会場使用料も含めること。

平日 1日あたり20,000円

土日祝日 1日あたり40,000円

2. プロポーザルに関する事項

2.1 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、【様式1】参加申込書の提出日現在において以下の条件をすべて満たす事業者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこ

と。

- (2) 国税並びに地方税を滞納していないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと及びその開始決定がされていないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- (6) 名取市暴力団排除条例（平成 24 年名取市条例第 28 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団、同条同項第 3 号に規定する暴力団員、同条同項第 4 号に規定する暴力団員等に該当しない及びその経営に実質的に関与していないこと。
- (7) 提案事業が完了するまで責任を持って業務を履行できること。

2.2 スケジュール（予定）

項目	日程
1. 公告・実施要領の公表	令和 7 年 6 月 18 日（水曜日）
2. 質疑書の受付期限	令和 7 年 6 月 25 日（水曜日）
3. 質疑書に対する回答期限	令和 7 年 6 月 27 日（金曜日）
4. 参加申込書提出期限	令和 7 年 7 月 2 日（水曜日）
5. 参加資格確認通知	令和 7 年 7 月 4 日（金曜日）
6. 企画提案書提出期限	令和 7 年 7 月 16 日（水曜日）
7. プレゼンテーション審査会	令和 7 年 7 月 25 日（金曜日）
8. 審査結果通知・公表	令和 7 年 7 月 28 日（月曜日）

2.3 質疑および回答

質疑がある場合は、【様式 5 号】質疑書を提出すること。質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

2.3.1 質疑書の提出

(1) 提出期間・方法

公告の日から 6 月 25 日（水曜日）17 時までになとりの魅力創生課へ質疑書を持参又は電子メール(natori-miryoku@city.natori.miyagi.jp)にて提出すること。

※件名は「名取市カーネーションを活用したシティプロモーションイベント質疑（会社名）」とすること。

2.3.2 質疑書の回答

質疑に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、6月27日（金曜日）までに随時、名取市公式ホームページに掲載する。

2.4 参加申込書の提出

2.4.1 提出期間・方法

公告の日から7月2日（水曜日）17時までになとりの魅力創生課へ参加申込書などを持参し、提出すること。

※郵送の場合は、7月2日（水曜日）17時必着とする。

2.4.2 提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各1部提出しなければならない。

	提出書類	備考
①	参加申込書 (様式1号)	
②	参加資格に関する 申立書(様式2 号)	
③	委任状(様式3 号)	この企画提案の案件にかかる本市との取引を代理人 (支店長、営業所長等)に行わせる場合は、委任状 を作成の上、提出すること。
④	会社概要書 (様式4号)	提案者の事業内容について記載すること。会社概要 パンフレットを作成している場合は、添付するこ と。
⑤	納税証明書	国税(法人税及び消費税)、都道府県民税(法人事業 税)、市区町村民税(法人市区町村民税、固定資産 税)に未納がないことを確認できる証明書。

※①及び②以外の提出書類について、参加申込書提出期限(令和7年7月2日(水曜日))までに提出が困難な場合は、令和7年7月16日(水曜日)17時までになとりの魅力創生課まで提出すること。

2.4.3 参加資格確認通知

7月4日（金曜日）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

2.4.4 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届（任意の様式）をなとりの魅力創生課へ、持参または郵送にて提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

2.5 企画提案書などの提出

参加申込書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書などを提出すること。なお、提案は1社1案とする。

2.5.1 提出書類

	提出書類	備考
1	企画提案書 (様式6号)	代表者印押印の上、企画提案書の鑑として提出すること。
2	業務実施体制調書 (様式7号)	業務の実施体制、分担業務の内容について記入すること。
3	実績調書 (任意様式)	類似イベントの内容について記入すること。
4	業務工程表 (任意様式)	履行期間中における業務のスケジュールについて作成すること。
5	再委託予定先一覧 (様式8号)	再委託の予定がある場合に作成すること。
6	企画提案書 (任意様式) 用紙はA4サイズ、15ページ以内	企画提案書は、別紙「仕様書」の目的・業務内容を踏まえ、下記の事項を漏れなく含むよう作成すること。 ① 会社概要（類似請負実績がある場合はその実績） ② 具体的なイベント内容、集客方法に関すること。 ③ その他（自由提案）※任意
7	費用見積書 (様式9号)	消費税及び地方消費税相当額を含む額とし、提案上限額を超える提案は失格とする。
8	プレゼンテーション出席者報告書 (様式10号)	プレゼンテーション審査に出席する者について記載すること。

2.5.2 企画提案書などの提出

(1) 提出期間・方法

公告の日から7月16日（水曜日）17時までになとりの魅力創生課へ持参し、提出すること。

※郵送の場合は、7月16日（水曜日）17時までには必着とする。

※郵送の場合は、2.5.1 提出書類である「1、2、3、4、5、6、7、8」をあわせて封入し、封印をしてから提出すること。また、封筒には提案者名と「名取市カーネーションを活用したシティプロモーションイベント開催業務委託提案資料在中」と記載すること。

(2) 提出部数

なとりの魅力創生課へ正本1部、副本7部とする。

2.6 見積書の作成

本事業に必要な一切の費用について見積ること。

なお、費用見積明細書の作成にあたっては、具体的に「項目」「数量」「単価」を記載すること。

2.7 優先交渉権者などの選定方法

プレゼンテーション審査において、名取市カーネーションを活用したシティプロモーションイベント開催業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が評価・採点を行い、総評価点の高い順から優先交渉権者および次点交渉権者とする。なお、ある特定項目のみ評価点が低い場合は委員会で協議の上決定する。

2.7.1 プレゼンテーション審査

プレゼンテーションの内容を評価し、点数化する。

(1) 審査の評価項目は以下のとおり

①事業者評価

- ・事業者の資質
- ・業務実施体制

②提案内容評価

- ・業務理解
- ・イベントの内容

③見積もりの妥当性評価

- ・見積の妥当性

なお、別紙「事業提案審査基準」の評価視点を基に審査する。

(2) プレゼンテーション実施方法

参加者側の出席は3名以内とし、準備を含め15分以内の説明の後、10分程度の質疑を行う。

資料の差し替え、審査委員に対する質問は認めない。

2.7.2 優先交渉権者の決定

プレゼンテーション審査で最高評価点を得た者を優先交渉権者とし、2番目に評価点が高かった者を次点交渉権者とする。なお、ある特定の項目のみ評価点が低い場合は、委員会で協議の上決定する。

2.7.3 最終審査結果通知および優先交渉権者の公表

(1) 結果通知

最終審査の結果は、参加者全員に対し、7月28日（月曜日）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(2) 公表

優先交渉権者について社名と総評価点、次点交渉権者及びそれ以外の者は社名を匿名化した上、総評価点のみを公表する。

2.8 契約

2.8.1 契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、7月28日（月曜日）以降に本業務にかかる契約を締結する。

なお、本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない（企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く）。ただし、必要により一部を再委託する場合は、再委託予定先一覧（様式8号）を提出した上で本市と協議の上、その承認を得るものとする。

2.8.2 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

2.8.3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

2.9 プロポーザル参加に際しての留意事項

2.9.1 失格

次のいずれかの事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書などの提出がされない場合
- (2) 本業務の提案金額が提案上限額を超えた場合
- (3) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合
- (6) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- (7) 契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

2.9.2 留意事項

- (1) 提出された企画提案書などは返却しない。
- (2) 提出以降における企画提案書などの追加、差し替え、および再提出は認めない。
- (3) 提出された企画提案書などは、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書などの作成、提出、プレゼンテーションなどのプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (6) 提出された書類は名取市情報公開条例、個人情報保護に関する法律および名取市個人情報保護に関する法律施行条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (7) 企画提案書などの作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表、または使用することはできない。
- (8) 事業実施にあたり採択された提案者の資料の一部について、協議の上使用する場合がある。
- (9) 本要領に定めのない事項については、公平性を考慮の上、適宜市が判断するものとする。

【問い合わせ先および各種書類の提出先】

名取市企画部なとりの魅力創生課

〒981-1292

名取市増田字柳田 80

Tel 022-724-7182

Mail natori-miryoku@city.natori.miyagi.jp